

令和4年度第3回三鷹市子ども・子育て会議 会議録（要旨）

- 1 日時 令和5年2月13日（月）午後6時30分～午後7時45分
- 2 会場 三鷹市元気創造プラザ4階ホール
- 3 議題
 - (1) 令和5年度開設予定保育施設の利用定員について
 - (2) 公立の保育園・学童保育所のあり方に関する基本的な考え方について
 - (3) 出産・子育て応援交付金を活用した伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施について
 - (4) その他
- 4 出席委員 山本 真実（会長）
（14名） 井口 眞美 大塚 ゆり子
門田 瑞貴 市川 ルミ
五島 弘子 杉山 富美夫
市川 紀恵 野元 麻美
脇阪 陽子 山田 久美子
師橋 千晴 小林 七子
木下 昭子
- 5 行政 子ども政策部長 秋山 慎一
（事務局） 子ども政策部調整担当部長・子ども育成課長 齊藤 真
児童青少年課長 梶田 秀和 子育て支援課長 田中 通世
子ども発達支援課長 高橋 淳子 保育園管理運営担当課長 大淵 良子
子ども家庭支援センター担当課長 香川 稚子
東多世代交流センター担当課長 和田 麻子
西多世代交流センター担当課長 丸山 尚
野崎保育園担当課長 岩崎 啓子
健康福祉部保健医療担当部長 近藤 さやか
教育部総合教育政策担当部長 松永 透 学務課長 久保田 実
子ども育成課 鳶根 毅晴
児童青少年課 長瀬 雅之 加藤 太一
- 6 会議 公開
- 7 傍聴人数 0人

1 開会（午後6時30分）

2 議事

【事務局から令和5年度開設予定保育施設の利用定員について説明】

会長：ありがとうございました。今、事務局より、令和5年度、1件目が4月、2件目が8月ということですがけれども、開設予定の保育施設についての御説明をいただきました。御質問と御意見がございましたら頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。いずれも移転なしで、改装なしということですか。

子ども政策部調整担当部長：若干の改装はありますけれども、特にアイム保育園のほうで、認可保育園の基準を満たすために3月に一応一旦認証保育所を畳んだ上で、改修工事を行った上での8月開設となります。

会長：そうすると、認証移行というよりも、一度廃園してから認可・新設ということですか。

子ども政策部調整担当部長：そのとおりです。

会長：認可・新設の計画承認で出しているということですか。

子ども政策部調整担当部長：そのとおりです。

会長：認可・新設で出しているということですか。

今御説明がありましたけれども、少し待機児童のほうが落ち着いてきているというところもあって、今の御説明ですと0歳はいないという感じですね。1歳からということで、育休明けの需要を主にというところからでしょうか。いかがでしょうか。

【質問なし】

【事務局から公立の保育園・学童保育所のあり方に関する基本的な考え方について説明】

会長：ただいま資料2に基づきまして御説明いただきました公立保育園・学童保育所のあり方に関する基本的な考え方について、御意見とか御質問等を自由にいただきたいと思えます。学童でも保育園でもどちらでも結構ですので、もうちょっと聞いてみたいとか、どんな方向なのかとか、いろいろあるかと思えます。多分、今日の議題はこれともう1つですので、たっぷり時間はあるように思いますが、いかがでしょうか。

委員：最後にお話しいただいた今後の研究機能を強化するために研究機関を設置していくというのは、前の会議で探求学舎さんとの締結が行われたという話があったかと思えますが、そういったことも含めて、どういった研究機関が今後設置される予定があるのか興味があるので教えていただけたらと思えます。

この前、ちょうど三小で行われた探求学舎さんの研究事業のほうに家族で参加しまして、とても面白い授業をいろいろな学校の先生がされていたのを見て、そういった授業の在り方の研究が進んでいくのか、それとはまた違う方法で何か考えられていることがもしあるのなら教えていただきたいです。

子ども政策部長：御質問にお答えする前に、この基本的な考え方というものを今回12月にまとめましたが、先ほど齊藤部長からも説明があったとおり、この後、来年度から、三鷹市では第5次三鷹市基本計画という市の長期計画の策定作業が始まります。また、併せて令和6年度には次期の子ども・子育て事業推進計画の策定が始まりますので、ここの考え方を基にして計画づくりに入っていくということで、平たく言うと論点整理のようなものを三鷹市において行い、まとめたものです。

それをやっていく中で、御指摘があったとおり、研究機能の強化という基本的な考え方とはちょっと毛色の違う話が実は最後に入っています。ここにはほかの子育て施設のことも書いてありますが、いわゆる公立の保育園だの学童保育所の在り方を考える上においても、もっと幅広く子どもというものを三鷹市のいろいろな政策の一つの切り口として考えていくことが必要じゃないかなと。その中で、施設の在り方、機能みたいなものも今後考えていく必要があるのかなという議論を庁内で行いました。

実は現在、三鷹ネットワーク大学に教育・子育て研究所というものがございます。先ほ

ども御説明しましたとおり、基本的な考え方をまとめる前段として保育研究会・学童研究会というものを設けて、先生方に御参加いただいて御議論いただきましたが、今は教育・子育て研究所があるので、そこでの取組を踏まえながら、さらにここに書いてあるような機能を備えた形で研究機関のようなものを設置してみてもどうかという議論があったということで、ここに記しています。ですので、現時点でこういうものをつくるとか、こういうものをつくりたいとか、そういう具体的なものはありませんが、国においても子ども家庭庁ができたり、また東京都でも子供政策連携室というものをつくったりして、子どもというのを政策の一つの切り口にするというのが今少子化の問題でも国の存続に関わるというテーマで、議論もされている。ということからすると、やはり三鷹市においてもしっかりその部分を取り組んでいきたいということで、これも論点の一つですけれども、挙げさせていただいています。

教育委員会のほうでは既に、例えば具体的な実践のようなものも行われています。どういう分野をどういうふうに取り上げるかというのは、先ほど申し上げたように現時点ではまだ何も決まっていない中で、例えば教育委員会で取り組んでいるような様々な研究みたいなものも一緒に扱っていくのかどうかというのは今後の議論になろうかなと思っています。

これが出てきた経過として、この2つの施設の在り方だけを考えていてもしょうがないので、もっと幅広く、市の政策全体を考える中で子どもというものを切り口にして、これら2つの施設の在り方もさらに深く考えていきたいということで、研究機能の強化という項目を挙げさせていただきました。

会長：そもそもなんですけれども、公立の保育園のところもそうですが、今まで公立のことを考えるときは大体市の財政が逼迫していて、公立の資源をどう使おうかという民営化という話が特に子どもの分野では多かったかなと思います。けれども、今回の議論は、今の部長の話からするとそういう話ではなくて、もっと子どもというところを考えたときに、公立が必要ならば公立が中心になっていくべきだし、今育ててきた民間が力を出せるところは民間で担っていただくという形の割とフラットな感じで考えていくものとして、まず捉えていっていいのかということの一つ確認したいと思います。行政がこういう公立の話をやると、財政の見直しというところから公立廃園っていうのが大体の今までの流れなので、そのところはどうかということと、もしそういう話であるならば、また意

見の出し方も多分違うかなというところがあります。

それからもう一つ、4ページの保育園の基本的な考え方にちょっと関係しますけれども、保育需要が見込まれる当面の間は公立保育園を廃園しないというこの書きぶりが、需要がなくなったら、いわゆる待機児童がいなくなったら公立保育園を廃園するというふうにも読める。そうじゃなくて、保育需要という中身は別に待機児童ということだけではなくて、例えば医療的ケア児や障害や発達障害も含めた家庭が求めているニーズというところまで幅広く含んだ形の保育需要と捉えていいのか。それによってこの文章の読み方が大分変わってくるなと思いますが、そここのところの説明を併せていただくと、まず委員の方たちの考え方として、民間をどういうふうにするかとか、地域の住民はどういうふうに参加すればいいのかとか、そういうところにつながっていくのかなと思いますが、いかがですか。

子ども政策部長：今2点御質問があったわけですが、まず1つは、当然財政の問題というのは自治体の経営にとって非常に重要なことですので、全く無視はできないわけですね。ただ、一方で、今回の議論の中では、公立に限らないと思いますが、例えば保育園であれば保育園の役割というか、機能というか、社会的に果たすものというのが非常に変容してきているという時代に入っているんで、一概に需給バランスによって、これを廃園して供給量を下げましょうみたいな議論ではないというふうに私は考えてこの議論に臨んでいます。なので、そういう意味では、すごく需要が減ってしまった場合に、その供給量をどうやって調整していくのかという課題に直面することは当然出てくると思いますが、この時点での議論においては、今申し上げたように、機能面での変化みたいなものにどう対応していくかということが今の時代においては大きなテーマじゃないかなということで議論を進めてきたという経過がございます。そういった中でいわゆる需要は、今会長が御指摘のとおり、今までの保育需要と違う需要というものも当然出てきているのが事実ですので、そういったものに対して公立の保育園が応えていくのが望ましいものであれば応えていく必要があるのかなと思っています。

ちょっと話がずれてしまいましたが、今回は基本的な考え方という形で整理をしていますけれども、もともと令和3年度に、当時は公立の保育園と学童保育所の基本方針をつくるということで議論が始まっています。ただ、基本方針というには、具体的に、例えば公立の保育園を段階的に減らします。みたいな、そういう方針をあの時点で作ったかというところ、まだ当然対応しなくてはいけない待機児童の問題がありました。一方で、先ほど御説

明した新都市再生ビジョンというものをちょうど昨年の12月に作りましたが、市の公共施設の在り方、施設の老朽化に対する対応みたいなものを同時並行的に議論していたので、令和3年度に方針みたいなどころまでつくるのはちょっと難しいかなという判断がありましたので、1年遅らせて、しかも基本的な考え方ということで、論点整理のようなものをまとめたという経過があります。

そういう意味では、刻々と変化しているというか、令和5年度の入所申込みの状況などを見ても、やはり4年度に比べると減ってきたりとか、そういう状況がありますので、一概にこの時点で、例えば財政面であったり、様々な面から公立保育園を段階的に廃止しますみたいなことが軽々に言えるかという、それは全く言えないです。そういうことがあってということで、今回は、どちらかといえば機能面での公立の果たす役割みたいなことを保育園も学童についても議論してきたということで御理解いただければと思います。

先ほど申し上げたように、具体的な政策については、今後市の基本計画や子ども・子育ての事業計画の中で皆さんと一緒に議論をしていきたいと思っていますので、またその機会には様々な御意見などをいただきたいと考えています。以上です。

会長：ありがとうございます。経過としては今御説明いただいたことで分かるかなと思いますが、そうすると、今日はこれに対して意見をもらうということであって、今後変わるわけですね。今の部長のお話だと、時代がまた変わっていくと。だから、基本計画の見直しや子ども・子育て推進計画の見直し、それから新都市再生ビジョンにどういうふうに掲載せるのかという話は、実際にやるときにまた変わるということでしょうか。

子ども政策部長：変わるというか、それに向けた議論をしていくたたき台がこの基本的な考え方になります。

会長：ということは、やっぱりこれが基になるということですよ。

子ども政策部長：基にはなります。

会長：だから、ある程度曖昧なところは正確にしておいたほうが、今後向く方向は大分変わってくるかなと。すごく大事なことかなと思います。三鷹市だけでやれることじゃない

と思いますが、保育需要の考え方とか、待機児童の話とかあります。今、実際に国でも、保育所を働いていなくても使えるようにしましょうみたいな措置というか、保育を必要とするという要件を外しましょうみたいな話もこども家庭庁で出てきている中で、もともとの児童福祉法自体がもう機能しなくなってくる可能性もある。そうなったときは、もう全然違うものとして考えなくてはいけないけれども、今はこういう状態だからというところの過渡期という考え方だと思います。でも、その中で、三鷹市が、全ての三鷹の家庭が子育てしやすくするというところの基本線だけは外さないように、どういう形であろうとも置いていくというところは合意していかなければいけないのかなというところはいいですかね。

子ども政策部長：はい。

会長：公立が担う役割って、私は基本的に大きいと思います。もちろん民間の方の力も絶対必要ですけども、やっぱりセーフティネットとか、守秘義務の問題等、どうしても高度な支援が必要な方もいっぱいいる中で、なかなか民間だけにお任せして自由にしてくださいと言ってできることではないと思う。なので、私は、やはりある程度公立の力というのは大きいので、もちろん全部を維持するとは書かなくてもいいと思いますが、当面の間じゃなくて、公立保育園は必要だとか、そういうふうに書いてほしいなとか。当面の間廃園しないっていうと、いつかするのねというふうに読めるのかなと思います。

委員：私は、この間から、私たち保育園の計画書とかを作らなくてはいけなくて、いろいろな保育園の事業計画とかをたくさん学ぶ機会がございました。私立の非常に個性的な、求めている姿もすばらしいと思いました。こういう子どもに育てていきたいというふうな運営している人たちの気持ちにも打たれましたけれども、ただ、やはりいろいろなところの公立園が出していらっしゃる事業計画は非常に公正で、落ちた部分がなく、非常に安定した計画ばかりで、私は結局、最後はいろいろなところの公立の計画を参考にして作らせていただきました。

今、三鷹市が、認可外も認可も同じようにすごく指導してくださって、三鷹の子どもはどの子も同じというふうな御指導をいただいています。これはどこでもあることではなく、私は三鷹にいてありがたいと思っています。ですから、三鷹の子どもの保育を応援してい

く中で、地域の子育ての基幹保育園って言われているものが今できたりしていますけれども、ある程度必要な地域に、将来的にも公立保育園にそういう基幹保育園となっていて、その地域の私立とか認可外とか、いろいろな人たちの保育を指導していただいて、正しくしていただけるように担っていただきたいと思っております。経済的なこともございますけれども、やはり子どもについては採算度外視でできる施設もないとできることではないと思っておりますので、今後も三鷹市につきましては今までどおり頑張っていたいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長：ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。学童のほうももちろん結構ですので、どうぞおっしゃってください。学童は、学校3部制の取組、とても独自の三鷹の取組だと思うので、どのようにやるのかなって、全国的にも見ているところは大きいかなと思いますが、いかがですか。どうでしょう。

委員：心配なことはいっぱいありますが、今言ったみたいに、三鷹の子という、その考えですよね。だから、学童の児童ではないと思います。私たちも地域子どもクラブをやっていますけれども、分けていないですね。結局、学校に在籍している子どもの中で、1年生から6年生までで学童じゃないけれども地域子どもクラブに参加している、また、学童に行っている1年生から3年生の子でも地域子どもクラブにも通ってくる子もいるという。

私の場合だと、第三小学校なので、第三小学校の子どもたちはみんな同じですよ。学童に行っている子でも行っていない子でも結局一緒という考えの下、校庭はもちろん一緒に活動します。ただ、三小の場合、学童が敷地の外に2つ出ている、A・Bは学校の校庭の横にありますけれども、C・Dが駅前のほうにあって、だから、200人弱ですよ。4月のときには、200人を超えていました。今、3年生の子たちが退所をして次に備えている状況、4年生になってすぐじゃなくてももう移行しているという御家庭もあって、そういうお子さんたちが地域子どもクラブに通っているケースもあります。

この間、連携のことでいろいろ言いましたが、そういう意味では、本当に連携が必要だと思います。3年生で終わるものじゃなくて、6年生までが自分が通っている慣れた学校施設で残って安心していただけるということで、保護者も安心だと。やっている人間は専門的な人間だけではないので、その部分の不安はあるかもしれませんが、極力私も保育士の免許だったり教員免許だったりを持っている人たち、あとは学校の先生に必ず

相談をする。家庭で朝までどういうことがあったか、学校に登校してきてから授業をやって、放課後の前の3部制で言う1部の間に友達とどんなトラブルがあったのかとか。家庭、学校、そしてその次に放課後が来ているので、その部分でも先生方と連携を取らないと、1人のお子さんに対して、1日のうちでどれぐらいの気持ちの変化があったり、お友達との関係があったりというのが、その子にとって学校が嫌にならないようにするために多くの大人、地域の大人も入ってやっています。

このことが、学童がこれから移行していく考えがあるかもしれないし、今保育園のほうも、いっぱい箱はあるけれども0歳児が来ない。私が行っている保育園もそうですけれども、やっぱり変わってきていますよね。3歳児も少ないとか、今までののが一っと来たときとまた違った状況で、こちらのグラフを見ていても、10年のうちに学校に通う子たちも減ってくるみたいな形になっていく。それを考えると、今何ができるかというところで、先延ばしにするのではなく、今できることに取りかかっているか、そしてそれこそいい連携を、その子にとっての学校であったり、地域であったり、学童保育であったり、地域子どもクラブであったり、子どもを取り巻く環境のところがうまく連携をしていくということがいい育ち、そして三鷹の求めているスクール・コミュニティにつながっていくのではないかなと思っています。

会長：今、いいお言葉がありました。連携というのは、学童だけじゃなくて、これから母子保健のお話もさせていただきますけれども、三鷹で生まれた子どもがどういうふうに育って行って、保育園も認可だろうが認可外であろうが三鷹はずっと一生懸命やってきたわけです。だから、その中で子どもが幸せになるようにつながっていくような連携をやるという視点が、地域福祉もそうですけれども、もともと持っていたそういう福祉の土壌の中で三鷹が培ってきたところのネットワークだと思うので、そこは大事にしていきながら新しいものをつなげていって、今とても必要かなと思いました。

そういったところでは、新しい、特に今私が思ったのは、今の子どもに何をするかというのを今やらないと、次の子どもを産んでほしいと言っても、今の子どもが幸せで、今の子どもがハッピーじゃないと、子育てしている親は次の子どもは産みたくないわけですよね。だから、今いる子どもが幸せなるようにしてもらいたいなというところの視点は、子ども・子育て計画の中でもそうですけれども、施設の統廃合とか今後のことを考えるのに強く言いたいかなと私は個人的には思っています。

委員：感想というかお願いですけれども、私は資料の最後の広く子育て関連施設（認定こども園、幼稚園、保育園、学童保育所など）の今後の在り方について考えていくというところ、ぜひお願いしたいと思っております。どの子も三鷹の子ってすごくすてきな言葉だなと思いましたが、ただその一方で、制度的にはこども家庭庁ができたことによって認定こども園と保育所対幼稚園というような形で、二元化も今後より想定されていく中で、それぞれの保育施設の中で育つ子どもたちの保育の質をどう担保していくかというのは本当に大事なことになると思っています。

私の勤務先の日野でも、ちょっと虐待のトラブルなどがございましたけれども、そのときに、もちろん虐待はあってはならないけれども、それ以外の園の先生方が、市は守ってくれるのかと。自分たちの保育ということ、公立・私立に関わらず保育施設全体を市が見守ってくれるのかなという、お互いの信頼関係ということに気づくことの大切さというのを改めて今日野市はすごく考えているところですね。

そういう意味では、市がいろいろ保育の制度的なことでも、アドボカシーという言葉がありますけれども、そういう形で園を守っていったり、園側も、例えば私立幼稚園ももっと市のほうに参画してもらって、手をつなぎ合うことというのも本当に今大事ではないかなと思います。私立幼稚園の先生方も、お忙しい中大変だと思いますが、みんなで見てこうということ、ぜひ三鷹市で頑張ってもらいたいなと思っています。

会長：国のほうは一緒になったのに、こども家庭庁ができたなら結局また新しい構図ができてただけであって何も変わらないなというところはあると思いますが、でも自治体は、市はその目の前に子どもがいて、提供しなくてはいけないわけですから、せめてそこは、上は無視して提供できないのかなと。お金の出どころはみんなそれぞれ違って、一緒に市のお財布に入ってくるのであれば、その部分は平等に使ってもらいたいなという気持ちはあるかなと思います。ありがとうございます。

では、今日の3つ目のお話ですが、出産・子育て応援交付金を活用した伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施についてということで、事務局のほうから資料3に基づいて御説明をお願いいたします。

【事務局から出産・子育て応援交付金を活用した伴走型相談支援と経済的支援の一体的実

施について説明】

会長：今御説明いただきました出産・子育て応援交付金を活用した伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施について、御質問や御意見等ありましたらお願いいたします。どうですか。

委員：伴走型の相談支援というところですけども、行政の相談先、ゆりかご面接とか訪問とか、三鷹市の場合はそういったものだけお考えでしょうか。例えば民間のひろばだったり、行政以外のところについての伴走型の相談というお考えはおありかどうかをお聞きしたいと思います。

保健医療担当部長：ここの伴走型というのは、ギフトをもらうために必要な面談のことを挙げております。それ以外に、その都度必要な方、もしくは御自宅の近くの保育園で何かしらひろば事業に参加するとか、このプラザの1階にあります子ども発達支援センターの一時保育で預かるとか、それ以外に助産師の方の相談とか、その都度ありますので、今回のゆりかご面接と新生児訪問だけをもって伴走型ということではありません。ギフトの支給を受けるためにはこの面接でまず行政とつながる、どういった相談窓口があるということを知っていただく、そういった機会の面接ということで2つ挙げているところでございます。

委員：ほかの民間の相談先ということに対して、伴走型子育て支援の交付金みたいなものを支給するというような計画はないのでしょうか。ほかの勉強会に出たときに、例えば民間でやっているひろばみたいなものがあるって、そこに相談員を置くみたいなことも可能だというお話を聞いたので、そういったことがあるのかどうかを教えてください。

保健医療担当部長：確かにこの事業というので、国で示された中で、ゆりかご面接とか、こういった事業を民間のNPOとかに委託して、そこでやってもらってもいいよというふうなことは示されております。ただ、今現在三鷹市では、これまでもゆりかご面接は保健センターで助産師・保健師がやってきておりますし、新生児訪問は保健センターの職員とか助産師会からも行っていますので、今のところ今おっしゃったようなどこか民間のどこ

ろでお願いしてということは考えてはいないところです。

委員：今の続きですけれども、言葉は悪いですが、ギフトのためだけに面談という、その方々がどういうところを活用しているのかというようなアンケートというものはあるのでしょうか。それって結構大事なことかなと。公的なものではない、どこでそういう支援を受けているのかというようなことを把握できるものはありますか。

保健医療担当部長：今の御指摘をいただきますと、例えばほかにどういうサービスを使っていますかというのは、今のところ特にアンケートとかで把握はしていないところです。ただ、面接を受けていただいて、こういう相談先とか、実際こういう子育てガイドとか、いろいろなものをお示ししながら、こういうところがありますよという御案内というところなので、その先は、申し訳ありません、今のところはそこまでの把握には至っておりません。

委員：新生児訪問に時々行っています助産師会の野元です。今、三鷹では、新生児訪問ははがきでお母様が申し込まれるか、電話で保健センターのほうに御連絡いただくかになっているかなと思いますが、今後はそういった連絡がお母さんから来なかった場合は積極的に保健センターのほうから電話して、積極的に新生児訪問を促していくような方向になりますでしょうか。

保健医療担当部長：確かに、はがきでまずどうですかというのは御案内しています。今も、その先全く反応がない方とかには電話をさせていただいて、様子をお伺いしています。訪問に行く、それでも中には、いや、いいわとおっしゃる方もございますが、ギフトがあればこういうものにもつながりますよというような御案内の一つにも使えるかなとは思っております。

会長：ちょっとそれに関連しますが、例えば8か月の面談というのは、ギフトはつかないわけですね。そうすると、これはスルーされる可能性がありますね。それについては追わないということですね。

保健医療担当部長：追わないというか、一応皆さんにはアンケートをお送りさせていただきます。紙というよりは、インターネットで簡単に回答いただくようにしておりますので、ここで特段気になるようなアンケートの回答がなければ今会長がおっしゃったようにスルーというか、今何かということではなくて、どちらかというとその次の新生児訪問、産後ということでのこちらからのアプローチになろうかなと思っております。

会長：それしかないのかなとも思いますが、これをやるのは結局、特定妊婦じゃないですけども、産んだ後に子育てがちゃんとできるかなという、多分虐待防止という意味合いも大きいのかなと思います。そうすると、無視している親というのは、またちょっと危険があるのかなという気がしますよね。

多分、東京都でもそうですけれども、伴走型相談支援っていう言葉は出ますが、伴走ってどこを伴走して何をするのかというのは、実際、これはもう苦肉の策ですよ。ギフトをあげるから来てみたいな。本当だったら、アウトリーチでそういうのがなくても探し出してやるというのが本来必要なことでしょうけれども、できないから、ギフトをあげるからって。でも、大事だと思うので、大変かと思いますが、おなかが大きくても子どもを産む準備がちゃんとできていないような家庭の母親なんかは、結構生まれてからすぐ深刻になってしまっている可能性があったりもするのかなとか、いろいろ考えようがあるので、すぐ何かしろということじゃないですけども、何かあってもいいのかなと。ギフトはないけれども、つながっていく行事でも何でもいいのであったらいいのかなという気はちょっとしますけれどもね。せっかくやるのであれば、最後まで走らないと。そして、生まれた後も走らないと。だから、ある意味でフィンランドのネウボラみたいに1人の御家庭にしっかりついて、何かあったら言ってね。みたいなのが多分理想だと思いますが、モデル事業でいろいろやってもらっているので、東京都は考えていますって言うんですけども、どうですかね。

保健医療担当部長：今現在やっていることでいきますと、例えばゆりかご面接をすると。ゆりかご面接の中で、鬱なことなんかも含めて調査をいたします。そこで点数が高いとか、この家庭は何かしら不安がある、経済的なことも含めて不安があるという方は、ゆりかご面接が終わった後にそれぞれの地区の保健師が地区担当として継続していきます。ですので、面接が終わったらここで全部一旦終わりではなくて、それぞれの担当地区の保健師に

電話等をつないでいくというふうにします。それで、その方がその後、じゃ、生まれたら終わりではなくて、生まれた後についてもさらに継続した支援が必要だよとか、そういったことでやっていきます。

8か月のときには、出産だけじゃなくて、今度は復職、仕事に復帰することの案内、いろいろな制度のこと、こんなことあるよっていうようなことの周知にも8か月というのは使っていきたいなと思っているところです。

会長：併せて、育児休業をパパ取ってねとか、いろいろな情報を渡したらいいのかと思います。

そうしたら、4点目のその他のところで、事務局から2つほどアナウンスがあるということですのでお願いしたいかなと思います。お願いします。

保健医療担当部長：前回のとき、別の会議と重なっておりまして欠席させていただいて、その際に産後ケアのことについて御質問をいただきましたので、そのことでお答えさせていただきたいなと思います。

前回のときに、三鷹の産後ケアについて、予約枠が少なくてなかなか予約が取れないのではないかな、今後どうしていく予定なのかということ御質問をいただきました。三鷹の産後ケア事業については、平成30年度にまず1つ施設を、デイケアといいますか、日帰りでオープンして、その後、令和2年10月にもう1つ、日帰り泊まり型の施設をオープンしました。

ほかの市との比較ということで数のことを挙げていただきましたが、それぞれの施設は産後ケアに特化した施設です。ほかの市で、病院の中でとかというふうに行っているということで、数の比較として、部屋の数、ベッドの数の比較としては難しいところがあります。

令和2年から令和3年に拡充したことで、令和2年と比べて御利用いただいた方が倍近くに伸びておりまして、希望された方は7回まで取れますが、全員が7回取っているわけではありません。希望した日になかなか予約が取れないということがあっても、キャンセル待ちの工夫とか、空きが出たときにすぐ御案内できるとか、今いろいろ工夫をして皆さんが入れるようなことでやっているところです。

今後ということですが、施設の整備とか人員体制の確保とかがあるので、じゃ、すぐ来

月からやりましょうというのは、なかなかそんなすぐには難しいところはありますが、今、実際子ども保健センターで産後ケアの在り方というか、拡充について検討を始めているところ。協力いただける医療機関等々ないかなとか、どういう形で広げていけばいいかなということで今実際に検討しているところではあります。今後の予定ということであると、具体的な予定まではまだ御案内できるようなところではないということでございます。

会長：ありがとうございます。産後ケアの取組の御質問だったということですね。では、2つ目の子ども・子育て会議条例の改正についてお願いします。

児童青少年課長：本会議の設置の根拠でもあります三鷹市子ども・子育て会議条例の改正の予定がございますので情報提供いたします。

改正の内容としては、条文の中身に関するものではなく、令和5年4月1日に子ども・子育て支援法の改正が施行されます。そこで、引用している条番号を改める必要が生じたため、いわゆる規定整備になる内容でございます。

子ども・子育て支援法の中で、市町村等における合議制の機関、これは子ども・子育て会議ですが、これにつきましては、法の第77条第1項で規定されておりましたが、この改正によって法の第72条第1項に改められます。これに伴って、三鷹市子ども・子育て会議条例で引用している条番号を、法の第77条から法の第72条に改めてというものです。

これまで、子ども・子育て支援法の72条から76条までは、いわゆる国の子ども・子育て会議に関する規定が規定されておりました。こども家庭庁の設置に伴って、新たに国にこども家庭審議会というものが設置されることになり、国の子ども・子育て会議についてはそちらに移管されるという形になったものです。これに伴って、子ども・子育て支援法の第72条から第76条は削除となりまして、これまで77条に規定されていた市町村の子ども・子育て会議が72条に繰り上がるという形でございます。

条例改正については、この後の3月の市議会において行う予定であります。

本日は資料がなく、口頭での説明で恐縮でございますが、情報提供させていただきます。

会長：条番号の整理ということで、特に内容としては変わりません。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。予定のお時間よりもちょっと早いですが、

令和4年度第3回三鷹市子ども・子育て会議、これで終了いたします。

3 閉会（午後7時40分）